

議事要旨

■開催日時：令和4年3月2日（水）13:00-15:00

■開催場所：旧庁舎2階特別会議室

■参加委員：森信茂樹座長、小池藍副座長、

池上健委員、大谷省吾委員、桶田大介委員、小津稚加子委員、山内真理委員

■概要：

（新たなメディア・テクノロジーの潮流について）

- ・動画制作の現場では海外の資本力を持ったプレイヤーが国内のクリエイターと直接取引するケースが増えてきており、世界の若手クリエイターが日本人と協働するケースもある。
- ・政策として何を目的にするか、つまり日本のトップスタジオが海外プレイヤーと協働する機会が増えると見込まれるが、それに対する政府の見方をどう設定するか。
- ・現在、アニメーション映像制作においてはまだ日本に比較優位があるものの、諸外国が採用しているタックスクレジット等の制度と同様のものは日本にはなく、税制優遇においては劣後している。比較優位を保つには、税制なども含めた制作環境のイコールコンディションを実現することが重要。日本の税制に関するこれまでの経緯等からハードルが高いのは承知しつつ、他国の類例から取り入れられるものは検討していくべき。
- ・ある海外の動画配信プラットフォームにおける日本発のオリジナル作品について、著作権などの権利所在が国内になく、タックスヘイブンにあるという事例がある。これを政府としてどう考えるかは重要な論点。
- ・アニメーションの場合は、比較的権利を国内に残すことができていることが多く、取引慣行や交渉力等において状況が違う印象。ただし、中国が関わってくると、公的な要請により著作権の取り扱いが変わるようなケースもある。
- ・NFTについては、北米の大手ベンチャーキャピタルが数兆円規模で出資を行っており、GAFA等の巨大企業も同様にコミットしており、引くに引けない状況。プラットフォームは北米を中心に形成されることは不可避であり、日本としてはコンテンツ制作で、世界とどれだけ勝負できるかを考えるべき。
- ・NFTは、クリエイターに直接収益を還元することができる仕組みとしても活用可能であり、クリエイターエコノミーと相性が良い。
- ・NFTについては、使われる場面によって性質が異なることもあり、未だ法整備が整っておらず、税制について考えるのは時期尚早な印象がある。
- ・法務省、金融庁、経産省など各省で議論が始まっているが、文化庁としても文化振興という目的に応じて、どのようにとらえていくべきかという観点で積極的に議論を行うべき。
- ・新刊本の市場があるから古本の市場があるように、実物のアート市場とバーチャルなアート市場との関係性についても、整理すべきではないか。
- ・NFTについて、これまでアーティストは亡くなって初めて評価されてお金が入ってくるものだったのが、これからは生きていうちに収益化できるようになるとのキャッチフレーズを聞き、それはいい側面だと感じた。
- ・マンガアートヘリテージの取組は、NFTをツールとして活用しており、そうした活用方法が重要。
- ・日本の文化は特徴的で世界のクリエイターに注目されやすい。そうした人たちが日本に住んで活動したいと思えるような入国関連の制度（ビザ、税金、生活面でのサポートなど）も整備すべき。
- ・NFTの税務処理に関しては、国税庁が公式見解を示している暗号資産とは異なり、整理が示されていないゆえに困っている声はある。非代替性という性質を踏まえた、法的性質を検討すべき
- ・既に現実で動き始めている仕組みであり、唯一無二性があるという観点からは現物アートとも類似性があることも踏まえて、議論がなされていくことは望ましい。

- ・税のことを言えば、NFT の場合には必ず国際課税の問題が発生するということに留意する必要があるのではないか。

(政策提言について)

- ・クラウドファンディングや NFT などの論点について、関係省庁では各省の関心分野から急いで論点を詰め始めている状況。文化庁でも、例えばアート市場活性化などの観点から、今後どう展開していくかわからない NFT や暗号資産などについて検討すべき。プラットフォーマーの役割整備に留まらず、法制的な論点も含め、もう少し踏み込んだ記述にすべき。
- ・京アニのケースは、様々な関係者の協力があって構築できたスキーム。寄附税制については様々な制度が整備されているが、必ずしも有効活用ができていないのが現状。目的意識を持って既存の制度を最大限活用すれば、実質的に新しいことを成しうるという意味で、この取り組みは一つの参考になり得る。
- ・企業版ふるさと納税について、必ずしも具体のケースを念頭に置かなくてもよく、考えられる活用パターンについて思考実験的に検討してみることに意義がある。
- ・東京の大企業がイニシアチブをとって地元自治体を動かしたケースもある。自治体職員も在京で縁のある企業へのアプローチなども検討したら良い。
- ・リソースが限られている国や自治体側にイニシアチブを求めるのは難しい側面もある。プロジェクトのきっかけのハードルを下げる仕組みも考えられる。例えば、最初から目的が決まっていなくても、企業版ふるさと納税を使い基金のような仕組みで、あとから用途が決められるような仕組みも考えられるのではないかと。
- ・普及促進のためには、関係者を巻き込んで事例を作り、メディアも巻き込んで PR していくことが重要。良い事例を拾ってカッコいいものとして取り上げることも重要。
- ・相続・寄贈・遺贈に関する相談体制について、どのようなイメージと考えるべきか。
- ・精通者意見価格が不透明であるのを解消していくことで、税務実態も自動的に整合するのでは。
- ・相続・寄贈・遺贈等を受け入れる中間団体の設置は現実的にはかなりむずかしい。正直なところ、相談を受ける作品の大部分は質的問題や館の収集方針との不一致等から受け入れがたいのが実情であり、中間団体としてとりあえず全て受け入れようとするとうちにパンクする。美術館で公共の観覧に供するよりも、一般家庭で楽しむべき美術品も多く、そうしたものはあえて美術館が受け入れるより、市場を循環したほうがよい。
- ・寄贈の出し手である相談者側と、受け手である各館で、それぞれ困っていることは理解しつつ、それを乗り越えるために、例えば一定のコンディションを設けた上で処分可能な仕組みとする、などの建付けは考えるべき。
- ・アートの市場活性化には、より良いものがより多く流通する必要があるが、国内には顕在化していない良いものがたくさん眠っているのではないかと。公的な鑑定評価制度を導入するならば、時限措置として、顕在化していない美術品等をリスクフリーで輩出できる仕組みをセットにすべき。メンテナンスされないまま劣化していくのを放っておくのはもったいない。税収の観点からも、一度市場に出ることで、その後の二次流通以降の取引を通じて回収ができるはずであって、今のまま非顕在化としているよりも税収は上がるはず。
- ・公的な鑑定評価制度といいながら、民間事業者による自律的な人材育成にゆだねる形はやや違和感。また、モラルハザードを防ぐ仕組みも検討しておくべき。
- ・美術品 DX 事業において、美術館・博物館による美術品の「処分」という表現は誤解を招くのではないかと。

( 以 上 )